


資料 2


A) 小学校の入学前説明会に配布された就学援助費の案内

A3 サイズ2ページ分

保護者の皆様へ



就学援助制度



新入学用品費の入学前支給のお知らせ

木更津市では、経済的理由でお困りの方に対して、お子さんが小・中学校で安心して教育を受けられるように、学用品費、給食費などを援助する制度を設けています。

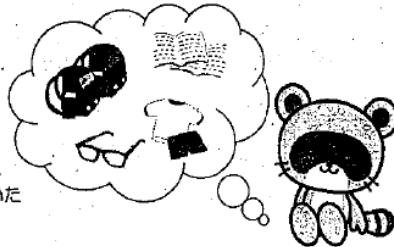
令和2年度に木更津市立の小学校へ入学を予定（現在年長児）され、就学援助を希望する方で、申請後に認定された場合

「新入学用品費」を入学前に受けることができます。

◆◇新入学用品費とは◇◆

ランドセルや体操着、筆記具など、新入学に必要な物品の購入費のことです。

具体的な品目の指定はないので、お子様のために、自由に使っていただけます。



1 新入学用品費 入学前支給の支給対象となる方

- ① 木更津市立の小学校へ入学を予定される方の保護者
- ② 生活保護を受けていないが、それに準ずる程度に経済的にお困りの方
- ①②をすべて満たしている方が申請することができ、その後認定された方。

*生活保護を受けている方・私立小学校へ入学を予定される方は、対象となりません。
(生活保護を受けている方は、修学旅行費と医療費のみが対象となります。)

*市内小学校に入学されなかった場合は、返金していただく場合があります。

2 支給申請の方法

申請期間 令和元年12月2日(月)

～令和2年1月31日(金)



提出先 木更津市教育委員会学校教育課へお持ちください。

ご持参いただくもの

- ① 就学援助申請書（小学校入学予定者用）
- ② 承諾書
- ③ 口座振替申出書
- ④ 〈保護者の方及び*生計を同一としている方全員の〉
平成31年度 所得・税額証明書
- ⑤ 印鑑



*「生計を同一としている」方とは、(学生のアルバイト代は除き)世帯が別であっても、光熱費や食費を共にしている方のことです。

◆①～③の用紙は、下記の場所にて配付しています。

木更津市教育委員会教育部 学校教育課（木更津市役所朝日庁舎2階）
木更津市立の各小学校

◆税額証明書は、平成31年1月1日住民登録地での発行となります。

*手数料（1枚：300円）は自己負担となります。

*所得がない場合は、非課税証明書となります。

*確定申告をしていない方は、市民税課で確定申告をした後の発行となります。

3 結果通知・支給時期等について

- ◇結果通知◇ 令和2年2月中旬頃
*ご自宅へ郵送します。
- ◇支給時期◇ 令和2年3月中旬頃
*口座振替申出書記載の口座へ振込まれます。
- ◇支給額◇ 新入学用品費：50,600円



4 入学後の就学援助制度申請について

- ◆入学前に支給された「新入学用品費」以外の就学援助費については、入学後、改めて令和2年度の就学援助制度申請が必要となります。
*年度当初の就学援助制度申請は、HPや学校等を通してお知らせします。
*入学後の申請は、学校への提出となります。
*就学援助費は、学校を通じて支給されます。
- ◆中学校入学予定者への新入学用品費の入学前支給は、小学校6年生時に就学援助制度の認定を受けている方へ支給されます。(その際の申請は不要です)
- ◆入学後の新入学用品費の支給は、年度当初に申請、認定された場合のみです。
- ◆就学援助制度は、毎年度の申請が必要となります。



5 お問い合わせ先

木更津市教育委員会
教育部学校教育課学務保健係

〔住所〕木更津市朝日3丁目10番19号
木更津市役所朝日庁舎2階
〔電話〕0438-23-5259 (直通)



ご不明な点がございましたら、
お気軽にご連絡ください。

★参考★ 就学援助の内容



援助対象費目	対象学年	援助費(年額)	
		小学生	中学生
学用品費(注)	小・中学校の全学年	11,520円	22,510円
通学用品費(注)	小学校2～6年生 中学校2・3年生	2,250円	
宿泊を伴わない 校外活動費	小・中学校の全学年 ※対象外経費あり	1,580円 (上限)	2,290円 (上限)
新入学児童生徒 学用品費等	年度当初・前年度申請で 認定された小学校 1年生・中学校1年生	50,600円	57,400円
宿泊を伴う 校外活動費	小・中学校の全学年 ※対象外経費あり	3,650円 (上限)	6,150円 (上限)
修学旅行費	小学校6年生 中学校3年生 ※対象外経費あり	実費	
学校給食費	小・中学校の全学年	実費	
医療費	小・中学校の全学年	実費	

*学用品費・通学用品費は、年額を3回に分けて(7月・12月・3月)支給します。
また、年度途中から認定された場合は、支給される金額が年額より少なくなります。

*年度当初に申請された小学校1年生・中学校1年生の保護者の方については、新入学用品費のみ6月に支給します。(入学前支給を受けた方は除きます。)

*生活保護を受けている方は、修学旅行費と医療費のみが就学援助制度で支給されます。

資料 2

B) 中学校の入学前説明会に配布された就学援助費の案内

A3 サイズ 1 ページ分 木更津市 HP にも掲載

保護者の皆様へ

就学援助制度のお知らせ
(令和元年度)

木更津市では、お子さんが小・中学校で安心して教育を受けられるように、経済的理由でお困りの方に対して、学用品費、給食費などを援助する制度を設けています。

1 就学援助費の支給対象となる方



- ①木更津市立の小・中学校へ就学する児童生徒の保護者（在籍学級は問いません。）
②保護者が生活保護を受けている又はそれに準ずる程度に経済的にお困りの方
① ②をすべて満たしている方が申請することができ、その後認定された方。

※生活保護を受けている方は、修学旅行費と医療費のみが対象となります。
※新築家屋を取得した場合等は、就学援助費の支給対象とはなりません。



2 支給申請の方法と結果通知の流れ

- ①就学している学校へ就学援助制度申請のご相談・面談。
- ②申請書を学校から受け取り、必要事項を記載し、学校へ提出。
- ③教育委員会において審査。
- ④審査結果を学校を通じて保護者へ通知。

※地区の民生委員がお伺いする場合があります。ご協力をお願いします。
※審査結果の通知は、申請書を提出してから1～2ヵ月程度かかります。

〇 提出するもの



- ①就学援助申請書
- ②承諾書
- ③要保護・準要保護児童生徒調査票
- ④保護者の方及び生計を同一としている18歳以上の方全員の（※）平成31年度所得・税額証明書（扶養されている方は除く。）
（4～6月の申請は、源泉徴収票又は確定申告の控えとなります。）
※所得がない場合は、非課税証明書となります。
※年金を受給されている場合は、年金手帳の写しも提出してください。

※生計を同一している方とは・・・
世帯が別であっても、光熱費や食費を共にしている方
（学生のアルバイト代は除きます。）



☆参考 就学援助の内容



援助対象費目	対象学年	援助費（年額）	
		小学生	中学生
学用品費（注）	小・中学校の全学年	11,520円	22,510円
通学用品費（注）	小学校2～6年生 中学校2・3年生	2,250円	
宿泊を伴わない 校外活動費	小・中学校の全学年 ※対象外経費あり	1,580円 （上限）	2,290円 （上限）
新入学児童生徒 学用品費等	年度当初・前年度申請で 認定された小学校1年 生・中学校1年生	50,600円	57,400円
宿泊を伴う 校外活動費	小・中学校の全学年 ※対象外経費あり	3,650円 （上限）	6,150円 （上限）
修学旅行費	小学校6年生 中学校3年生 ※対象外経費あり	実費	
学校給食費	小・中学校の全学年	実費 ※直接市の歳入へ振込いたします。	
医療費	小・中学校の全学年	実費 ※医療券にて支給いたします。	

※就学援助費の金額は、変更となる場合もございます。

（注）・学用品費・通学用品費は、年額を3回に分けて支給します。

（7月・12月・3月 支給予定）

また、年度途中から認定された場合は、支給される金額が年額より
少なくなります。

- ・年度当初に申請された小学校1年生・中学校1年生の保護者の方については、
新入学用品費のみ6月に支給します。（入学前支給を受けた方は除きます。）
- ・生活保護を受けている方は、修学旅行費と医療費のみが対象となります。

ご不明な点がございましたら、
お気軽にお問い合わせください。

5 お問い合わせ先

木更津市教育委員会 教育部学校教育課 学務保健係
住所：木更津市朝日三丁目10番19号 木更津市役所朝日庁舎 2階
TEL：0438-23-5259（直通）



資料 2

C) 2種類あった就学援助費の案内 比較

A 入学前説明会に配布された就学援助費の案内	タイトル	B 中学校の入学前説明会に配布された就学援助費の案内
就学援助費 新学用品費の入学前支給のお知らせ		就学援助制度のお知らせ
1. 新入学用品費 入学前支給の支給対象となる方		1. 就学援助費の支給対象となる方
1. 支給申請の方法 申請期間 令和元年12月2日から令和2年1月31日 提出先 教育委員会学校教育課 持参するもの ① 就学援助申請書 ② 承諾書 ③ 口座振替申出書 ④ 同一生計全員の平成31年度所得・税額証明書 ⑤ 印鑑	内容	2. 支給申請の方法と結果通知について 1) 就学している学校 へ就学援助申請のご相談・面談 2) 申請書を学校から受け取り、必要事項を記載し、 学校 へ提出 3) 教育委員会において審査 4) 審査結果を 学校 通じて保護者へ通知 提出するもの ① 就学援助申請書 ② 承諾書 ③ 要保護・準要保護児童生徒調査票 ④ 同一生計全員の平成31年度所得・税額証明書
2. 結果通知・支給時期等について 結果通知 2月中旬頃 支給時期 令和2年3月中旬頃 支給額 新入学用品費 50600円		
3. 入学後の就学援助制度申請について		
4. お問い合わせ先		お問い合わせ先
参考 就学援助の内容		参考 就学援助の内容

○木更津市要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱

第6条 2 校長は前項の規定による申請があったときは、担当民生委員に準要保護児童生徒調査票への所見の記入を依頼するものとする。この場合において、継続の場合は、省略することができる。また、校長は、調査票に児童生徒の生活状況及び学校納付金の納入状況等について所見を記入し、当該申請書と就学援助費扶助申請一覧表を添付して教育委員会に提出しなければならない。